

議事日程第4号

平成23年9月9日（金）

第1 議案の訂正承認について

訂正理由の説明（湊監査委員）

第2 議案上程（議案第90号から第95号まで）

質疑

第3 予算特別委員会付託

第4 決算特別委員会設置、付託

第5 請願上程（請願第1号から第4号まで）、常任委員会付託

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（19人）

1番 三浦桂寿	2番 佐藤誠	3番 富山富勝
4番 船橋金弘	5番 三浦利通	6番 佐藤巳次郎
7番 吉田直儀	8番 中田敏彦	9番 蓬田信昭
10番 安田健次郎	11番 米谷勝	12番 高野寛志
13番 古仲清紀	14番 土井文彦	15番 小松穂積
16番 中田謙三	17番 戸部幸晴	19番 笹川圭光
20番 吉田清孝		

欠席議員（なし）

議会事務局職員出席者

事務局長	江畑英悦
副事務局長	目黒重光
局長補佐	木元義博
主査	武田健一

地方自治法第121条による出席者

市長	渡部 幸男	副市長	伊藤 正孝
教育長	杉本 俊比古	監査委員	湊 忠雄
総務企画部長	佐藤 誠一	市民福祉部長	加藤 謙一
産業建設部長	三浦 源蔵	企業局長	佐藤 稔
総務企画課長	小玉 一克	船川港記念事業推進室長	大坂谷 栄樹
財政課長	田原 剛美	税務課長	杉本 光
生活環境課長	齊藤 豊	子育て支援課長	天野 綾子
福祉事務所長	加藤 透	農林水産課長	佐藤 喜代長
観光商工課長	山本 春司	建設課長	渡辺 敏秀
下水道課長	伊藤 岩男	病院事務局長	船木 道晴
会計管理者	伊藤 敦	学校教育課長	西村 隆
生涯学習課長	鎌田 和裕	監査事務局長	杉山 武
農委事務局長	高橋 郁雄	企業局管理課長	船木 吉彰
選管事務局長	(総務企画課長併任)		

午前10時32分 開 議

○議長（吉田清孝君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事は、議事日程第4号をもって進めます。

日程第1 議案の訂正承認について

○議長（吉田清孝君） 日程第1、議案第90号平成22年度男鹿市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算の認定に係る監査委員審査意見書の訂正承認についてを議題いたします。

訂正理由の説明を求めます。湊監査委員

【監査委員 湊忠雄君 登壇】

○監査委員（湊忠雄君） どうも、おはようございます。

議案質疑に先立ちまして、議案第90号別冊、男鹿市一般会計・特別会計歳入歳出決算審査意見書、男鹿市基金運用状況審査意見書の14ページ、下段の表中に誤りがありましたので、訂正させていただきたいと存じます。

同表は、市税の不納欠損額の内訳でございますけれども、入湯税の不納欠損件数及び金額が入っておりませんでした。これは私が9月7日、決算説明会のためにもう一度見直したところ、間違いを発見いたしまして、税務課にチェックしたところ、間違っていたということが確認できた次第でございます。

議員の皆様には、大変ご迷惑をおかけいたしますが、訂正してお詫びしたいと思います。申し訳ございませんでした。

○議長（吉田清孝君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） 質疑なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

これより本件について採決いたします。議案第90号について、正誤表のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。よって、議案第90号の訂正是承認されました。

日程第2 議案第90号から第95号までを一括上程

○議長（吉田清孝君）　日程第2、議案第90号から第95号までを一括して議題いたします。

これより議案に対する質疑に入ります。質疑の通告がありますので、順次発言を許します。2番佐藤誠君の発言を許します。2番

○2番（佐藤誠君）　おはようございます。

私からは、議案第94号で、本来この予算なんですけれども、全体的なことだと思って今この場で質問したいと思います。

昨日、佐藤巳次郎議員の質問のときに答弁の中で、いろいろな介護施設の話がいろいろ出ました。それこそショートステイとかデイとかグループホームとか、特養とか、そういうのが何施設、今あって、そして今、待機者が174名という話が出ていました。その中で介護施設は、今、空いているところも出てきているという話もございまして、ほぼ間に合っているんじゃないかというような意味合いのことを答弁でおっしゃっていたと思うんですが、今回のこの議案書を見ますと、一番最後の方なんですが、小規模介護施設等緊急整備費補助金とか、介護施設開設準備経費補助金とかということで、トータルで9千200万円ばかり置いているんですけど、これは詳しい内容は後でもいいんですけども、まだこの施設が必要なものなのか、きのう余り必要でないようなことがあったのに、既に置いているというのがちょっと疑問に思いましたので、それをお伺いしたいと思います。

それと、こういうことが、もしかしたら、ほかにもまだ実際、やりたい人とか要望が出ているのか、それもあわせて、どういう施設がどのくらいまだもしかしたら要望があるのか、そしてそれに対して男鹿市としては、どういう方向性で、どのくらいを考えているのか、お答えできる範囲でいいですでのお願いします。

○議長（吉田清孝君）　加藤市民福祉部長

【市民福祉部長　加藤謙一君　登壇】

○市民福祉部長（加藤謙一君）　おはようございます。

佐藤議員の質問にお答えをいたします。

昨日、佐藤巳次郎議員の答弁で、先ほどお話をありましたとおり、介護の充足度につ

いてお答えをしました。私の答弁では、ある程度は充足しているだろうという認識を持っていると、こういうお話をしましたけれども、その内容については、皆さんもご承知のとおりでございますけれども、特養、あるいは老健施設の充足度については、現実、不足している状況にあろうと思います。ただ、状況の中には待機者の中で、そういう方々の中でもショートステイとかに一時的にその入所をしている方などもあります。また、中には特養、老健の関係では、市外の事業所・施設等にも緊急的な状況で利用していただいているケースもございます。そういう状況も勘案しながら、ある程度のその充足という認識でお答えした次第でございます。ただ、174名という待機者がいることは事実でございますので、これについては今年度策定する第5期の介護保険事業計画の中でも、引き続き計画の中で検討を加えていきたいと、こう考えています。

それから、ご質問にあります今回の補助金の事業についてでございますけれども、この補助金に絡む、この関係事業については、第4期の男鹿市介護保険事業計画の中に位置づけをしてございました、この計画を。この計画というのは、国の医療制度改革によりまして、介護型の療養病床について平成23年度で廃止をすると、こういう制度的なことがございまして、本市の場合、この事業の対象となるその医療法人、これが旧若美町の角間崎にあります医療法人泉の会、この事業所で、この事業に名乗りを上げまして、経緯的には平成21年度から本市でもその事業の指定に向けて支援をしてきた経緯がございます。本市の第4期の介護保険事業計画、いわゆる平成21年度から23年度までの3カ年度の計画でございますけども、この計画の中で介護療養病床の廃止の対象となるのは、先ほどお話しました医療法人泉の会だけであったということで、こここのところに入っておられます方の医療病床の方を転換していく計画であると、こういう計画で推移してきた経緯がございます。本年度になりまして、この事業については新たに社会福祉法人の認可が必要なことから、新たに社会福祉法人幸泉会という社会福祉法人を設立しまして、県の方から法人の認可を得てございます。そういう関係で、この平成23年度の事業として、現在の計画では特養20床、それからショートステイが9床、この事業計画で建設をするという、こういう計画でございます。その計画に伴う補助金、合わせて今回の補正では、トータルで9千200万円の補助金になりますけども、それを計上させていただいたということでございます。

具体的に、先ほど医療法人泉の会のお話をしましたけれども、現在、この医療法人に入っています11名について、新たに建設予定の特養20床の部分に11名を転換する予定でございます。残りの方については、ショートステイを含めて待機者の解消には若干結びつくのではないだろうかなと、こういうことで考えてございます。

それから、まだ施設が必要なのかということもございます。ご承知のとおり、現実問題百七十数名の待機者がいるということは、イコール一般的な考え方としても、施設は完璧に充足しているとは言えない状況であります。ただ、各事業所からも施設のその追加的な増、あるいは増床の話がございますけれども、介護保険全体で考えますと、需要額、いわゆる給付費、診療報酬等含めて歳出の部分の兼ね合いがございますので、これについては皆様方のご意見を参考にしながら、第5期の計画の中でさらに検討を加えてまいりたいと、こう考えております。

以上でございます。

○議長（吉田清孝君） 再質疑ありませんか。2番

○2番（佐藤誠君） 今ちょっと詳しく聞いたんですけども、すいません、私が伺った中で一つだけ、今現在何かほかに申し込んでいるかという点だけちょっとわかったら教えていただきたいと思います。

○議長（吉田清孝君） 加藤市民福祉部長

【市民福祉部長 加藤謙一君 登壇】

○市民福祉部長（加藤謙一君） 市内にある事業所、既設の事業所ですけれども、来年度に向けて増床できないかと、こういう話は現段階であります。これについては、すぐ即答できることではございませんので、そういう施設についても、施設では状況の中では、例えば特養、あるいはショートステイを併設した事業所などについては、特養のその部分は満床状況にありますけれども、ショートステイの部分で空きがあったりと、事業所の経営状況の中では、そういう部分が満床であれば結構なんですけども、そういう事業経営的な部分での問題も抱えていると。そういう状況の中で、ある事業所では増床の計画をしているという現状も伺ってございます。

以上でございます。

○議長（吉田清孝君） さらに質疑ありませんか。

○2番（佐藤誠君） 終わります。ありがとうございました。

○議長（吉田清孝君） 2番佐藤誠君の質疑を終結いたします。

以上で通告による質疑は終了いたしました。

ほかに質疑ありませんか。 6番

○6番（佐藤巳次郎君） 私からは、今の問題とあわせてお聞きしたいと思いますが、今回の施設を新しくつくるということは、平成22年、昨年度に計画して市の予算に出て、3月に減額した経緯があろうかと思いますが、なぜ減額して、今回新たに出てきたと、その経緯についてひとつお聞かせ願いたいと思います。

それから、この施設は山田内科医院が主体で法人をつくっているということだと思いますけれども、話を聞きますと、税金の滞納がかなり以前からあるということを伺っていますが、具体的にどの税目がどのくらい滞納しているのかですな、そしてまた、法人の認可に当たって、こういう山田内科医院も役員の一員だと思いますけれども、納税証明書等の添付というものはいらないのですな、そこら辺についてひとつお聞かせ願いたいと思います。

それから、この入湯税のミスのことは、私はいいですけれども、この40万5千350円という入湯税の滞納についてですな、これは多分、楽一、旧かんぽ保養センターから買い受けた法人の滞納じゃないかと思いますが、旧かんぽ保養センターの入湯税の滞納がいろいろ議会で問題になって、特別委員会をつくって、職員の処分まで出た経緯があるわけです。その後に引き受けたこの法人が、さらに滞納するということが、果たしてあっていいのかどうかですな。あのぐらい問題になって、今回も、今回もってこれは…何年になるか、四、五年になろうかと思いますけれども、今日まで整理されておらないということの事情は、どういうふうになっているのか、できたら簡単にお聞かせ願いたいなと思います。

○議長（吉田清孝君） 加藤市民福祉部長

【市民福祉部長 加藤謙一君 登壇】

○市民福祉部長（加藤謙一君） 佐藤議員のご質問にお答えいたします。

今回の医療法人泉の会の関係、22年度予算の3月補正で減額をいたしました。この際は、結果的には泉の会で社会福祉法人の認可の段階で資金面で、金融機関からの資金面でとんざをしたと。この関係で市としても県の関係課とのやり取りをいろいろさせていただきましたけれども、事業計画の段階で資金繰りができないということで

とんざしたと、そういう結論で本市の予算執行はできないという判断で減額させていただいたと、そういう経緯がございます。今回、そういう経緯を踏まえて、なぜ今回この事業ができるのかと、こういうご質問でございますけれども、先ほど言ったおり、一番大切なのが、その事業計画に対する資金の確保、これが一番大切な関係がありました。これは社会福祉法人の認可の際に計画を出すということを含めてですね、今回、先ほどお話ししました社会福祉法人幸泉会、この設立の準備会等の会議録、これも認可の際に提出が必要です。その中で資金繰りの確保ができたということが最も大きな要因であると。そういうことで、現段階でこの幸泉会の役員は、理事が9名、監事が2名、合計11名の役員構成で県の方から社会福祉法人の認可を得てございます。あわせて、今回の事業計画についても県の方にヒアリングを行いまして、了承を得ておると、こういう経緯で本市において県からのトンネルの補助ではございますけれども、今回補正をさせていただきたいと、こういう経緯でございます。

それから、法人の認可の際の納税証明書の件でございますけども、これについては、あくまでも社会福祉法人としての認可でございますので、それぞれの役員個々の納税証明書については不要であると、こういう状況でございます。法人そのものも新規登録認可ということですので、法人の納税証明書も不要であると、こういう状況でございます。

○議長（吉田清孝君） 佐藤総務企画部長

【総務企画部長 佐藤誠一君 登壇】

○総務企画部長（佐藤誠一君） 私から、2点について答弁いたします。

まず、滞納の件でございますが、地方公務員法第34条第1項の秘密に該当するということで、滞納者及び滞納税額については開示することができないものであります。

それから、入湯税の40万5千350円についてでございますが、個人情報保護法の観点から法人名等は申し上げられませんけども、南磯地区で温泉旅館を経営していた法人が平成19年の固定資産税が滞納となったことから、平成20年の3月31日に不動産を差し押されております。それから平成20年の7月1日から不動産の競売が行われまして、22年の5月26日に一部売却決定されましたが、当市には配当がありませんでした。また、同法人は平成21年の3月12日に破産手続を開始いたしまして、21年の9月18日に当市には配当なしで破産手続が終了してございます。

今後、差し押さえに伴う配当見込みがありませんことから、平成21年1月13日に差し押さえを解除いたしまして、23年の3月31日付で即時欠損としたものでございます。

以上でございます。

○6番（佐藤巳次郎君） 何、入湯税の話聞いてるんですよ。今、固定資産税って言わなかったか。

○総務企画部長（佐藤誠一君） 固定資産税ですが、この分から入湯税を支払ってもらうということで協議はしていたものでございます。優先的にそちらの方へ充てていただくということでございます。

○議長（吉田清孝君） 再質疑ありませんか。6番

○6番（佐藤巳次郎君） この泉の会、幸泉会ですか、これまあ資金繰りがうまくいかなかつたので認可されなかつたと、こういう答弁だわけですけれども、市で昨年度予算措置しているわけですよ。県が認可する前に予算措置をしていいのかですよ。まだ、結果が出ていないのに市の方では予算措置を先にやっていると、こういうことの予算措置というのはあるんですか。できないのじゃないですか。まだ認可下りないものに予算で、あなたの方さやるからというわけにいかないわけでしょう。事業費がどのぐらいなのかですよ、今回の予算措置の事業費が幾らで、昨年度計画した事業費がどのぐらいであったのか、事業費が違うのかですよ。事業費が仮に違うとすればですよ、昨年度予算措置して減額した額が、今回の予算措置した額と同じ額だと思うんですよ。昨年度の事業費が余計だとすればですよ、補助額も余計になるんでなかつたのかと思うわけです。それが、なぜ同一なのかですよ。非常にそのあたりがわからないわけです。

それと、税金の未納にかかわってですよ、この法人の主たる人がですよ、旧若美町時代から税金を滞納して今日までできているとすればですよ、それを認可して予算措置するということが、あってしかるべきなのかと、いいのかと。納税証明書はいらなくともですよ、実態が市の方で、主たる法人の人がですよ、滞納しているのをわかっていってですよ、納めてもらう条件にですよ法人を立ち上げるのであれば、まだわかるけれどもですよ、そういうことになっていないとすればですよ、問題じゃないかと。今回の予算措置自体がですよ、私はそう思うんです。やはり私は、その、さっき部長は

プライベートなことだから人の名前とか額とか言われないということだけれども、そういう話がもっぱらあるわけですよ。実際あると思うんです。私は、やはりこの滞納額を整理するためにもですよ、整理してから予算執行するというのであればいいけれどもですよ、それがない限りですな、税金を滞納している法人に男鹿市でトンネル予算とはいえですよ、予算を措置するということ自体、私は問題だと思いますよ。そこら辺についてもう一度お答え願いたいと思います。

それから、この入湯税の滞納についてですよ、固定資産税を充てると、こういうご答弁であったわけですけれども、入湯税の条例、規則ですよ、どういうふうになっているのかと。かんぽの入湯税の滞納の時点で、特別委員会でも議会で大変問題になつたんですよ。入湯税というのはお客さんからその都度その都度もらっているわけです。それを日々、市に対してどのぐらいのお客さんが来て、入湯税がこのぐらいだということで市に払わなければいけないことになっているんですよ。それを何年か過ぎた後に、固定資産税を売却してそっちに充てるような約束事ということが、おかしいでしょう。かんぽであれだけ問題になって、その後すぐ買い受けたのが、また滞納していると。それをきっちり整理しないで、そのまま今日までているというこの対応ですな、私は全く納得できないわけです。そこら辺についてですよ、どうやはり事業主側と話し合いをしているのか、その当時のですよ入湯税の市に対する日々の申告状況がどうであったのかですよ、決算特別委員会でぜひ議論してもらって、るべき姿をきちっとしてほしいと私は要望しておきますので、この分についての答弁は決算特別委員会に任せますのでいいです。

○議長（吉田清孝君） 加藤市民福祉部長

【市民福祉部長 加藤謙一君 登壇】

○市民福祉部長（加藤謙一君） 質問にお答えをいたします。

22年度の予算の計上の仕方についてでございますけども、当初、泉の会でこの事業の申請がございました。まだ予算計上の段階では、新規に社会福祉法人の認可は得てございませんでした。手続はその後、進めますと。さらには事業計画についてもお示しがあったということで、県とのやり取りの中で確認をいただいて、本市の予算に計上したわけでございますけども、結果的には先ほどお話しましたとおり、泉の会としての新たな社会福祉法人の認可が得れなかったと。その原因が県との最終ヒアリン

グの中では、資金の調達にとんざをしたと、こういうことで減額をさせていただいたわけでございます。今年度の今回の補正予算の計上については、先ほどお話ししましたとおり、現段階で、これは予算を提案する以前に社会福祉法人の認可を得てございます。県の方にも事業計画を提出して、了解をいただいていると、そういう状況であります。

それから、先ほど、当初の事業費、それから今回の事業費ということのご質問がございました。以前の計画では事業費が約6億9千万円、約7億円近い事業費ございました。この際も特養については20床、それから短期も20床、その他で30床等々の現在の計画よりは大きな計画でございました。今回の計画については、事業費が2億9千800万円ほど。先ほどお話しましたとおり、特養については20床、ショートステイが9床と、こういう縮小した事業計画になってございます。ただ、この補助金については、補助上限が特養の20床分に限定をされておることから、補助金の金額については、以前も今回も9千200万円と、こういう金額になっておる状況でございます。

ひとつよろしくお願ひいたします。

○議長（吉田清孝君）　さらに質疑ありませんか。6番

○6番（佐藤巳次郎君）　この主たる法人のその山田内科医院の院長さんだろうと思いますけども、税を滞納していると。あれですか、このことについて完納してから予算執行ということを言いましたけれども、そのあたりどう思いますか。どのぐらいの額だからしゃべられない、税目、滞納総額がどのぐらいだかということも、ここで答弁できないのかですな、そのあたりあれですか、市長はどういう腹で考え方あるのですな。私はやっぱり、ずっと納めてないという、実際、医者をやっている方がですよ、滞納するなんていうのを私は本来考えられない。今回どういう資金繰りができる、どこからどう資金のめどがついたのかですな、もしそこもわかればですなお聞かせ願いたいと思いますけれども、やっぱり主たる人が、どっかから資金を取り寄せていると思いますよ。税金を別さ寄せておいてですよ、こっちの建物だけは先につくるということではですよ、行政として、るべき姿として、私はうまくないんじゃないかと。やはり、予算の執行上ですよ、滞納をなくしてもらうと、そういう資金繰りができるだけの余裕もできたということであればですよ。ましてこの何年間よ、お医者さんに

そのまま滯納になっている状態をつくっているということ自体ですよ、私は不思議なんですよ。毎月毎月、前月なりその前の、何ですか、その医療費が、そのままで収入として入ってくるわけでしょう。それだって差し押さえできるわけでしょう。それもしてないとすればですよ、私は非常におかしいと思うんですよ。どういう事情があったのかですな、取れない事情、もしここで答弁できるのであれば答弁してほしいと思いますし、そういう予算執行についても市長からお考えがあつたらお答え願いたいと思います。

○議長（吉田清孝君）　伊藤副市長

【副市長　伊藤正孝君　登壇】

○副市長（伊藤正孝君）　お答え申し上げます。

法人の主たる方ということでございますか、今、先ほど部長さんから11名、監査委員2名を入れて11名の理事がおるわけですけども、その理事ということで、その主たるからはちょっと外れるわけですけども、主たる方は新たに立ち上げた幸泉会で新たな方が理事長さんになっております。それで、今お話ありましたけども、それなりのその滞納分とかについて、それこそ今、この後、それこそ差し押さえ、佐藤議員おっしゃるとおり差し押さえ等をしながら納税について手続きを進めていくことにしております。それとあわせて、これまでの実情ということでございますけども、さきの泉の会さんには、それなりの、銀行さんが入りながら一、二年でそれなりにずっと支払いをしていただいておりました。ということから、その差し押さえ等の手続きをとらないでおったわけですけども、先ほどお話あったように、資金繰り等の関係、資金繰りというんですか、その法人も立ち上げれない、施設もつくれないというようなことから、そこからそのある銀行さんが、そこから泉の会を6月から出て行った経緯があります。それをやめております。そういうことから、その後だとすれば、やはり私どもは差し押さえの手続きをしなければという考え方のもとで今、進めておるわけですけれども、ただ、現実に今の法人のこの施設に対しては、その滞納的な書類等も必要ないわけですけれども、今お話しているように、基本的には滞納については、この後やはり私どもは積極的にこの差し押さえしながら取っていく考え方で進めておりますので、その点ご理解いただきたいと思います。

以上であります。

○議長（吉田清孝君） 6番佐藤巳次郎君の質疑を終結いたします。

ほかに質疑ありませんか。 5番

○ 5番（三浦利通君） 先ほど議案の訂正案が諮られましたけども、今、議題となって
いる昨年の決算の関連、要するに事務体制の関連で、あわせてお尋ねいたしますが、
先ほど済監査委員からも訂正内容、それから陳謝のご発言もありましたけども、確か
に誤りは速やかに直していかなければいけない、正していくべきが妥当だろうと思
いますが、片方には、直せばそれでよい、済むっていう問題でもなかろうかと思
います。特にこういう議会の権威にもかかわる部分もあるし、さらには、日ごろ、ここ何日間
も渡部市長も言ってあったように、事務体制というのは4月から班制度を設けながら、
お互いの横軸の連携なり、チェック機能をきちっとやっていくと、そういう方針、考
え方をずっと主張しておられた。しかし、残念ながら、この訂正部分の内容、中身が
小さな事務ミスなのか、大きいものなのかというのは、それぞれの判断が異なってく
るかと思いますが、私は決して小さくないんではないかなと。小さいことでも、仮に
小さなミスでも、問題でも、発見できないというような自治体、行政事務自治体である
、これは、この部分というのは、さらに大きなやっぱり問題になろうかと思います、
そういう問題だと捉えなければいけないということも出てこようかと思います。その
辺のこういうミス、問題の捉え方は、まず市長はどういうふうにして今回も捉えてい
るのかなというのをちょっとご見解をお尋ねします。というのは、6月にもああいう
税務課の国保の部分で徴収賦課しないというような、賦課徴収誤りがありました。先
日も私ども委員会に関連しますけれども、上下水道のああいう部分でも市長から冒頭、
陳謝がありました。それで今回となると、短期間の間に、残念ながらこういうふうに
して重なって発生してしまっている。そうだとすれば、先ほどあったように、市長が
事務体制を見直した中で、こういう問題を含めて行政サービスの向上をするとい
うのは、それが現実としてなかなか、市長が言っている、目指している部分が実績と
してあらわれてこない。いやいや時間がかかる、まだまだ、後で効果が出て、実績が出る
ということの捉え方か、その辺も含めてちょっとお聞かせください。

それで、具体的な、先ほど議員の中でも総務企画部長も最近特にそれぞれの職員の
皆さんに対しては、チェックをさらに厳しく、ある面ではダブルチェックの必要性を
問うたり、指導したりしているということで、そういう面では残念だというある意味

では陳謝の言葉もありましたけれども、もう一回庁舎全体で、今言った事務体制のあり方、現状なりを、やっぱり検証すべきでないかなと、そういう気がしますけれども、その辺の必要性というのは、市長自身が必要ないということなのか、はたまたこういう問題をきっかけに、そこら辺も取り組もうとしているのか、その辺もあわせてお聞かせください。

○議長（吉田清孝君） 渡部市長

【市長 渡部幸男君 登壇】

○市長（渡部幸男君） まず今回、同じような問題を起こしましたこと、責任者として大変責任を感じております。ただ、今回の問題につきましても、また、企業局の問題についてでございますが、私は体制の問題、事務体制というお話でございましたが、事務体制というよりも、いわゆるその人的ミス、チェックミスであります。ダブルチェックを確実にやっていれば防げたはずであります。その意味で、いわゆる職員の意識を高めること、資質を高めることに尽くると思っております。どんな体制をしても、最終的にダブルチェックという指示が行き届いていなければ、これは、どうしてもそういうミスが出てしまいます。ミスを防ぐ、これは短期的にとか長期的じゃありません、即やらなければならない問題で、今の体制が将来的に効果が出てくるということではありません。今現在、繰り返しダブルチェックということを言っていることが、まだできていないということについては、私自身も反省しております。ぜひこれを徹底するしかないというのが私の考え方であります。

○議長（吉田清孝君） 再質疑ありませんか。5番

○5番（三浦利通君） 体制というよりも、市長に言わせれば、今、ご答弁なさったように、意識というか、そういう部分にもしかすれば問題があるんでないかなということですが、そうだとすれば、具体的に渡部市長が職員の意識、能力を高めるために、じゃあ何を今現在やって、この後何をやろうとしているのか。今までどおりだったら、もしかすれば市長が求めているような結果にはならないかもしれない。やっぱり何らかの今まで取り組んでなかったようなそのレベルを高めるための手法というのは、取り入れていかなければ結果が出てこないんでないかなという気がしますけども、その観点でちょっとお聞かせください。

もう一つは、その部分は確かにこういう場でも市長は考え方を示していましたけ

れども、それ以上に先ほど言ったように、体制の部分で、さっき言ったような具体的な部分も含めて変えていくんだ、そのことが今言ったような問題の発生も含めて、そういう問題の発生土壤を変えていくなり、行政サービスの向上ということがあると思います。ですから、そうだとすれば、こういう問題の発生を、この後本当に解消する、改善するというようなことは、事務体制の部分でも絶対これでベストだということにはならないかと思います。やっぱり、さらなる検証をしていかなければいけない、求められているんでないかなという気がしますけれども、それは絶対に市長は頑固として譲らないということなのか、その部分をお聞かせください。

もう一つは、我々議会としても、ずっとまず行財政改革というようなことで、職員の定数も減らしてきたし、片方にはそういう今言ったような体制も改善、従来からすればパソコンとか機械化も進んでおるし、また、体制も時代に合わせたような改善策もしてきておりますけども、それにしても行政サービス、仕事の内容、量というのは、相当やっぱりもしかすれば、一定の時期との比較ではふえているかもしれない。そうだとしたら、もう一回、行財政改革のこういう職員の定数なり体制というのも、我々も含めてそうですが、もう一回やっぱり検証すべき時期にもなっているのかなというような感じがしますけども、どんどん減らせばいいというもんでもないんでないかなというような気がします。そこら辺の考え方、たまたまこういう問題が発生した中で、市長はどういう捉え方をしているのかちょっとお聞かせください。

○議長（吉田清孝君） 渡部市長

【市長 渡部幸男君 登壇】

○市長（渡部幸男君） いわゆる組織の見直しということは、状況が変わってくるわけでありますから、必要に応じてそれは考えていかないといけないというのは、基本的な考えであります。ただ、今回の問題に関しまして、私が申し上げたいといいますか、言葉は使っておりませんが、いわゆる I S O （国際品質保証）の考え方であります。ダブルチェックと同時に責任の所在を明確にするということであります。今は班体制になって、いわゆる主幹が責任者になっております。どこで見落としたのか、個人的な責任になるということの責任の所在がはっきりしなければ、どのような体制をつくっても同じようなミスは出てしまう。今後については、ダブルチェックと同時に責任の所在をはっきりさせていくということを徹底したいと思っております。このよう

なミスが出たことを、いわゆる人員が減ったことなどということとの関連は、私は考えておりません。何人人数がいても、何回チェックしたと言っても、意識が低ければ同じような問題は起きてしまうというふうに考えております。

○議長（吉田清孝君）　さらに質疑ありませんか。5番

○5番（三浦利通君）　それで市長、先ほども聞いたつもりなんですが、そうすれば、かたくなにと言うか、市長はそういう考え方、主張で、まず、そんな今現状では大きなその部分においての転換はないようで、そうすれば、じゃあさらなる職員の意識なり能力なり高めるための具体的な手法というのは、何をどうやっているのか、この後さらにどういうふうなことを考えているのか、具体的な部分でちょっとお聞かせください。今までと同じことであれば、もしかすれば、こういう問題も起きるということは、市長が言っている、主張しているような部分の意識なり能力の向上というものは、なかなか結果があいかわらず出てこないような状況が続くんじゃないかなというようなことが一方ではあろうかと思いますので、ちょっとお聞かせください。

○議長（吉田清孝君）　渡部市長

【市長　渡部幸男君　登壇】

○市長（渡部幸男君）　職員の意識と資質を高めるということは、要は業務指示と、それに対する報告の徹底、そして検証であります。結果がどのように出たか、常に報告されていないから、このような事態が起こっているというのが現在の私はこういう問題が起こっている一番大きな原因だと思っております。やっていることというのは、いわゆる人的なミスをなくすということ、今回の問題に限ればそれに尽きるわけであります。そのためには、ダブルチェックをしたかということの報告がされていれば、こんなことはなかった。ダブルチェックをしたという、するという、いわゆる基本的な業務指示が、業務命令が、実際にはされていなかった。だから報告もされなかったということが大きな問題で、いろんな職員の研修の方法がありますが、まず今回の問題に関して申し上げれば、基本的なダブルチェックという指示が府内では徹底されなかつたという、私はというよりも、これは全府的にもう一度確認をすると、確認しなければ確認しない人の責任が問われるという責任の所在の明確化を今後徹底したいと思っております。

○議長（吉田清孝君）　意識を高める手法、方法は。

○市長（渡部幸男君） 意識を高めるというのは、仕事に対する取り組みであります。その取り組みの指示、報告に対して、報告に対する指示でありますから、それが意識を高める方向につながるわけであります。

○議長（吉田清孝君） 5番三浦利通君の質疑を終結いたします。

ほかに質疑ありませんか。7番

○7番（吉田直儀君） まず、私は多分この後の審議の中で、一般会計の決算委員の予定になっていると伺っておりますので、多分それの中身に関することについては質問いたしませんが、ただ一つね、私この今、話を伺っている中に、特に三浦議員に対する市長の答えが、要はこの数字の誤りをどうするか、どうだかという、その原因追求の問題が一つと、それから責任体制の問題、市長が言っていることが、これはまさに本末転倒です。市長みずからが、この責任をどうするかというふうなことを考えていると思いましょうが、今ここで責任の所在を明らかにしろとは言っていません。今聞いていると、全くこれが職員のミスで、職員のそのダブルチェックがないと、そういうことで職員に責任を押しつけているわけです。私はこれは看過できない話だと思います。もう少しこの問題が追求されて、検証されて、そこでこうなったよというところで市長の判断が、これは後ほどあるかと思います。ここで私は提案させてもらいたいのが、今度の決算特別委員会には、市長からぜひ終日、出席してもらいたいと思います。いろいろあると思います。この問題もしかり、他にもあるかもしれません。そういうことですので、市長が最高責任者が職員のミスにダブルチェックが足りないとか、班の中に主幹を置いているんで、主幹がそのチェックが足りないとかっていう、まず、そういう感覚で業務を、執務業務をするとすれば、これは私はまさに本末転倒な話です。それだけ市長の管理監督が行き届かないということであります。ですから、私は今回のこのミスは、ミスはミスとして、その追求をすることは可能なんですが、私は強くここで言いたいのは、市長がもう冒頭から職員のミスだと言っています。ダブルチェックが足りないとか、ダブルであると防げたかというと、これは絶対ありません。ダブルチェックでなくとも、主幹があり、課長があり、部長があり、副市長があり、そして市長のところに決裁来るまでに何回とはんこ押されているわけです。その過程を見逃して、市長が単純に班が、ダブルチェックがないからって、そんな責任逃れは市長はあってはならないと思います。私はこのことについては市長から答弁い

りません。もう一度決算特別委員会で、もし私が委員になるとすれば、そのことをもう一度伺いたいと思います。

もう一つは、このミスが、これも今から監査委員に言っておきますが、湊監査委員がミスを発見したから訂正しますと。発見したというのは、あなたが発見したのでなくて、そういうミスが最初から出てこないのがなぜかということなんです。それは市長が追求する職員のチェックが足りないと言っていますが、監査委員がミスを発見したって、発見したから訂正しまったって、そんな単純な話じゃないんです。なぜミスを見つけられなかったか、それ以前の話なんです。書類が出て、資料ができて、議案ができて初めてミスがわかったから訂正しました、そんなことはないはずなんです。そういうしかじかにして市長が言ってる職員に、あるいは監査委員に責任を押しつけるような話は、私はとんでもない話だと思います。市長みずからしっかりと責任を、副市長が、部長が責任を明確にすることを考えておいていただきたいと思います。

以上です。

○議長（吉田清孝君） 答弁は。

○7番（吉田直儀君） いりません。終わります。

○議長（吉田清孝君） 7番吉田直儀君の発言を終結いたします。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） 質疑なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

日程第3 予算特別委員会付託

○議長（吉田清孝君） 日程第3、予算特別委員会への付託を議題といたします。

お諮りいたします。議案第91号から第95号までについては、予算特別委員会へ付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。よって議案第91号から第95号までは、予算特別委員会へ付託することに決しました。

日程第4 決算特別委員会設置、付託

○議長（吉田清孝君）　日程第4、決算特別委員会の設置を議題といたします。

お諮りいたします。議案第90号については、委員会条例第6条の規定に基づき、委員9人をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君）　ご異議なしと認めます。よって本件は、9人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

次に、お諮りいたします。決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定に基づき、当席より指名いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君）　ご異議なしと認めます。よって委員を指名いたします。畠山富勝君、三浦桂寿君、土井文彦君、船橋金弘君、中田謙三君、戸部幸晴君、吉田直儀君、安田健次郎君、蓬田信昭君、以上9人の諸君を決算特別委員会委員に選任することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君）　ご異議なしと認めます。よってただいま指名の諸君は、決算特別委員会の委員に選任されました。

なお、決算特別委員会は、9月13日午前10時より議事堂に招集いたします。

以上、告知いたします。

日程第5 請願第1号から第4号までを一括上程

○議長（吉田清孝君）　日程第5、請願第1号から第4号までを一括して議題といたします。

職員に請願を既読させます。

【職員朗読】

請願第1号　漁業用軽油にかかる軽油引取税の免税措置についての請願書

請願第2号 米の先物取引試験上場の中止を求める請願

請願第3号 「義務教育費国庫負担制度堅持及び国庫負担2分の1復元」を求める
意見書採択についての請願書

請願第4号 30人以下学級実現を求める意見書採択についての請願書

○議長（吉田清孝君） 本4件は、会議規則第133条第1項の規定により、それぞれ
所管の常任委員会に付託いたします。

○議長（吉田清孝君） 以上で、本日の議事は終了いたしました。

休会の件

○議長（吉田清孝君） お諮りいたします。9月12日から21日までは議事の都合に
より休会いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。よって、9月12から21日までは議
事の都合により休会とし、9月22日、午後2時より本会議を再開し、各委員長の報
告を求ることにいたします。

本日は、これにて散会いたします。

どうも御苦労さまでした。

午前11時34分 散 会

議案付託表

教育厚生委員会

- 請願第 3 号 「義務教育費国庫負担制度堅持及び国庫負担 2 分の 1 復元」を求める意見書採択についての請願書
請願第 4 号 30 人以下学級実現を求める意見書採択についての請願書

産業建設委員会

- 請願第 1 号 漁業用軽油にかかる軽油引取税の免税措置についての請願書
請願第 2 号 米の先物取引試験上場の中止を求める請願

予算特別委員会

- 議案第 9 1 号 平成 23 年度男鹿市一般会計補正予算（第 4 号）の専決処分について
議案第 9 2 号 平成 23 年度男鹿市一般会計補正予算（第 5 号）について
議案第 9 3 号 平成 23 年度男鹿市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について
議案第 9 4 号 平成 23 年度男鹿市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について
議案第 9 5 号 平成 23 年度男鹿市下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について

決算特別委員会

- 議案第 9 0 号 平成 22 年度男鹿市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算の認定について

